

# 一般社団法人鹿児島県情報セキュリティ協議会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は一般社団法人鹿児島県情報セキュリティ協議会（以下「本協議会」という。）と称する。

(主たる事務所)

第2条 本協議会は主たる事務所を鹿児島県鹿児島市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協議会は、デジタル社会形成基本法及びサイバーセキュリティ基本法におけるデジタル社会の形成により要請される情報セキュリティの確保へ向け、本協議会の会員、顧問及び鹿児島県警察と相互に連携を図り、鹿児島県民及び鹿児島県内企業・団体を対象としたサイバー犯罪等の防止、情報通信ネットワークの災害対策、個人情報保護の啓蒙事業活動により、鹿児島県の情報ネットワーク秩序の維持、ICTリテラシーの向上、社会課題の解決及び情報セキュリティ確保に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 情報セキュリティに対する意識の向上に関する啓蒙・広報事業
- (2) 情報セキュリティ技術等及び理解促進に関する事業
- (3) 情報セキュリティに関する人材育成に関する事業
- (4) 青少年の健全育成を阻害する各種の有害情報の排除に関する事業
- (5) 会員及び県、警察との連携強化及び情報交換に関する事業
- (6) 情報セキュリティ対策を講じた、社会課題解決のためのICT活用に関する事業
- (7) その他、本会の目的に附帯もしくは関連する事業

### 第3章 会員

(会員)

第5条 本協議会の目的に賛同し、本協議会が入会を認めた法人もしくは個人(以下「会員」という。)をもって、会員とする。

2. 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人(以下「一般法人法」という。)に関する法律上の社員とする。

(入会)

第6条 本協議会に会員として入会しようとする者は、本協議会所定の入会申込書により、申し込み、理事会の審査を受け、承認を受けなければならない。承認後、会員となる。

(会費)

第7条 本協議会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は社員総会(以下「総会」という。)で定める会費を支払う義務を負う。

2. 前項の会費は別途、会費規程に定める金額とする。
3. 本条第2項の年会費を変更する場合は、総会に諮り、承認を得るものとする。
4. 会費の納入は、毎年6月末日(途中入会者については、入会月の翌月末日)までに、本協議会の指定する金融口座に現金振込にて入金を行うものとする。なお、この場合の振込手数料は各会員の負担とする。

(退会)

第8条 会員は本協議会所定の退会届を提出することにより、退会することができる。

2. 会員が事業年度の途中で退会する場合、前条に規定する既納の会費は返還しないものとする。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第22条第2項に定める総会の特別議決にて当該会員を除名することができる。

- (1) 本協議会の規約もしくはその他の規則に違反したとき。
- (2) 本協議会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2. 前条の規定により会員を除名しようとするときは、あらかじめ当該会員にその旨を通知するとともに、除名の決議を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。なお、当該会員が除名の決議を行う総会への参加に応じない場合はこの限りではない。

(会員資格の喪失)

第10条 本規約第8条、第9条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至った

ときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が2年以上滞ったとき。
- (2) 法人会員の場合は、解散したとき。
- (3) 個人会員の場合は、死亡したとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 本規約第8条、第9条、第10条の規定によりその資格を喪失したときは、本協議会における会員としての地位を失い、義務を免れる。また、一般法人法上の社員としての地位も失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2. 本協議会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費のほか、その他の拠出金の返還は行わない。

## 第4章 役員等

(役員等の設置)

第12条 本協議会に次の役員等を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 2名
- (3) 理事 10名以内
- (4) 監事 2名以内

(役員等の選任)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2. 理事長及び副理事長は、理事の中から理事会の決議によって定める。
3. 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員等の任務)

第14条 理事長は、本協議会を代表し、会務の総理、業務執行を行う。

2. 副理事長は、理事長職を補佐し、本協議会の業務運営を行う。また、理事長が欠けたとき、または事故があるときは、理事長の業務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
4. 監事は、本協議会の会計の監査を行う。

(役員等の任期)

第15条 役員等の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結までとし、再任を妨げない。

2. 補欠として選任された役員等の任期は、前任者の任期の満了までとする。
3. 役員等は辞任し、または任期が満了した場合においても、後任の役員が就任するまでの間、その職務を行うものとする。

(役員等の解任)

第 16 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において議決権を有する会員の過半数が出席し、出席会員の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の不良により、継続的な職務の執行に堪えることが困難と認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員等の報酬)

第 17 条 役員等の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本協議会から受ける財産上の利益は総会の決議をもって定める。

## 第 5 章 総会及び理事会

(総会の開催)

第 18 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2. 通常総会は、毎事業年度末から 3 か月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて、開催する。

(総会の構成)

第 19 条 総会の構成は、本協議会の会員にて構成し、各会員は各 1 個の議決権を有する。

(総会の招集)

第 20 条 総会の招集は、理事会がこれを決定し、理事長が招集する。

2. 総会の招集通知は、会日より 1 週間前までに各会員に対して発する。
3. 理事長は、会員の発議または事務局が必要と認めるときは、非会員の会議出席を認め、意見を聞くことができる。

(総会の議長)

第 21 条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。理事長が不在の場合、副理事長が代わってこれにあたる。

(総会の決議方法)

第 22 条 総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決権を有する会員の過半数が出席し、出席会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決権を有する会員の過半数が出席し、出席会員の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解 散

(総会の議決権の委任)

第 23 条 総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合、当該会員は総会の前日までに委任状を本協議会に提出しなければならない。

(総会の書面表決等)

第 24 条 災害や疫病の流行等やむを得ない事情により、総会の開催が困難である場合には、の決定により、書面決議またはオンライン形式等にて会議を実施することができる。

2. 書面決議の場合は、会員または理事は、通知された協議事項について書面をもって表決することで、総会に出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第 25 条 総会の議事内容については、議事録を作成しなければならない。

2. 議事録には、議長及び出席した会員または理事のうちからその会議において選出された 2 人以上の議事録署名人が署名押印しなければならない。

3. 議事録は事務局にて 10 年間保存する。保存の際は、紙または紙をスキャンし、PDF 形式にて電子化したもののどちらかで保存を行うものとする。

(理事会の構成)

第 26 条 本協議会に理事会を置く。

2. 理事会は理事長、副理事長、理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第 27 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協議会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長職、副理事長職の選定及び解職

(理事会の招集)

第 28 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(理事会の議長)

第 29 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。理事長が不在の場合、副理事長が代わってこれにあたる。

(理事会の決議方法)

第 30 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の書面表決等)

第 31 条 災害や疫病の流行等やむを得ない事情により、理事会の開催が困難である場合に

は、理事長の判断において、オンライン形式等にて会議を実施することができる。

(理事会の決議の省略)

第 32 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により、同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。

(理事会の議事録)

第 33 条 理事会の議事内容については、議事録を作成しなければならない。

2. 議事録には、理事長及び監事が署名押印しなければならない。
3. 議事録は事務局にて 10 年間保存する。保存の際は、紙または紙をスキャンし、PDF 形式にて電子化したもののどちらかで保存を行うものとする。

## 第 6 章 事務局

(事務局の設置)

第 34 条 本協議会の事務を行うための事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。
3. 事務局長及びその他の職員は理事長が理事会の承認を得て、任免する。
4. 事務局の組織及び運営に関する必要事項は、理事長が理事会の決議によって定める。

## 第 7 章 顧問

(顧問)

第 35 条 本協議会には顧問を置き、顧問は次の各号に定めるいずれかの協力や連携、支援等を行う。

- (1) 本協議会の運営に関する助言
  - (2) 年間スケジュールに則した各種イベントへの協力
  - (3) 各種統計情報の提供
  - (4) サイバー犯罪等に関する情報共有
  - (5) 県内企業団体等の社内の情報セキュリティ対策技術者の人材育成における支援
  - (6) その他、本会の活動に附帯、関連する活動への助言
2. 顧問の組織・団体は、別途定める組織・団体とする。
  3. 顧問の組織・団体の増減がある場合は、理事会に諮り、承認を得るものとする。

## 第8章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 本協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間を1期とする。

(事業計画と収支予算)

第37条 本協議会の事業計画及び収支予算は、その事業年度の開始前までに理事長が作成し、理事会の決議を経て総会の議決を得なければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ、収入を得または支出することができる。その収入支出は新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第38条 本協議会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、議決を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 収支決算報告
- (3) 財産目録
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書

(資産の構成)

第39条 本協議会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) 事業に基づく収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 財産目録記載の資産
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第40条 本協議会の資産は、理事長が管理を行う。管理方法は理事会の議決にて定める。

(経費の支弁)

第41条 本協議会の経費は、資産をもって支弁する。

## 第9章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 42 条 本規約の改定を行うときは、総会において議決権を有する会員の過半数が出席し、出席会員の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。

(解散)

第 43 条 本協議会は、総会において議決権を有する会員の過半数が出席し、出席会員の 3 分の 2 以上の同意を得て、解散できる。

2. 解散を行う際、有する残余財産は、総会の議決を経て、国もしくは地方公共団体、類似の目的を有する団体に寄付することができる。

## 第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 44 条 当法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は官報に掲載する方法により行う。

## 第 11 章 附則

(最初の事業年度)

第 45 条 本協議会の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

(設立時役員)

第 46 条 本協議会の設立時役員は次のとおりである。

設立時理事 中村 洋 久永 忠範 菊水 秀一

設立時代表理事 中村 洋

設立時監事 竹下 浩斉

(設立時社員)

第 47 条 本協議会の設立時社員の氏名は次のとおりである。

氏名 中村 洋

氏名 久永 忠範

氏名 菊水 秀一

氏名 竹下 浩斉

(法令の準拠)

第 48 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

上記のとおり、一般社団法人鹿児島県情報セキュリティ協議会設立のための定款を定め、  
設立時社員が次のとおり記名押印する。

令和 7 年 3 月 13 日

設立時社員 中村 洋 印

設立時社員 久永 忠範 印

設立時社員 菊水 秀一 印

設立時社員 竹下 浩斉 印